

# 家族信託の読み物



司法書士 知久事務所  
Ciku Judicial Scrivener Office

はじめに

## 本書を読むとわかる3つのこと

1

認知症の法的な課題がわかる

2

家族信託のメリットがわかる

3

家族信託の損しない依頼先がわかる



### 本書の内容

1. 認知症で立ちは大かる、3つの問題点
2. 今までの対処方法
3. 家族信託という新制度
4. 家族信託の問題点
5. 家族信託の依頼先
6. 最後に

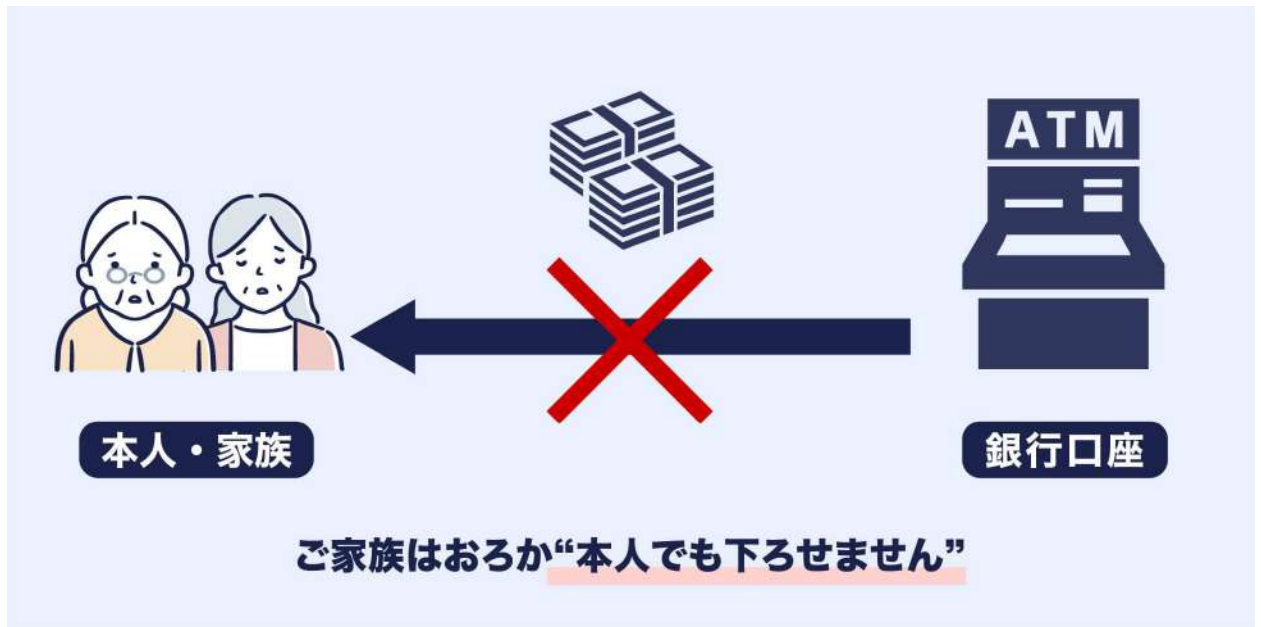
## Chapter 01.

---

# 認知症で立ちはだかる、 3つの問題点

## 認知症で立ちはだかる、3つの問題点

### ①口座からお金が下ろせなくなる



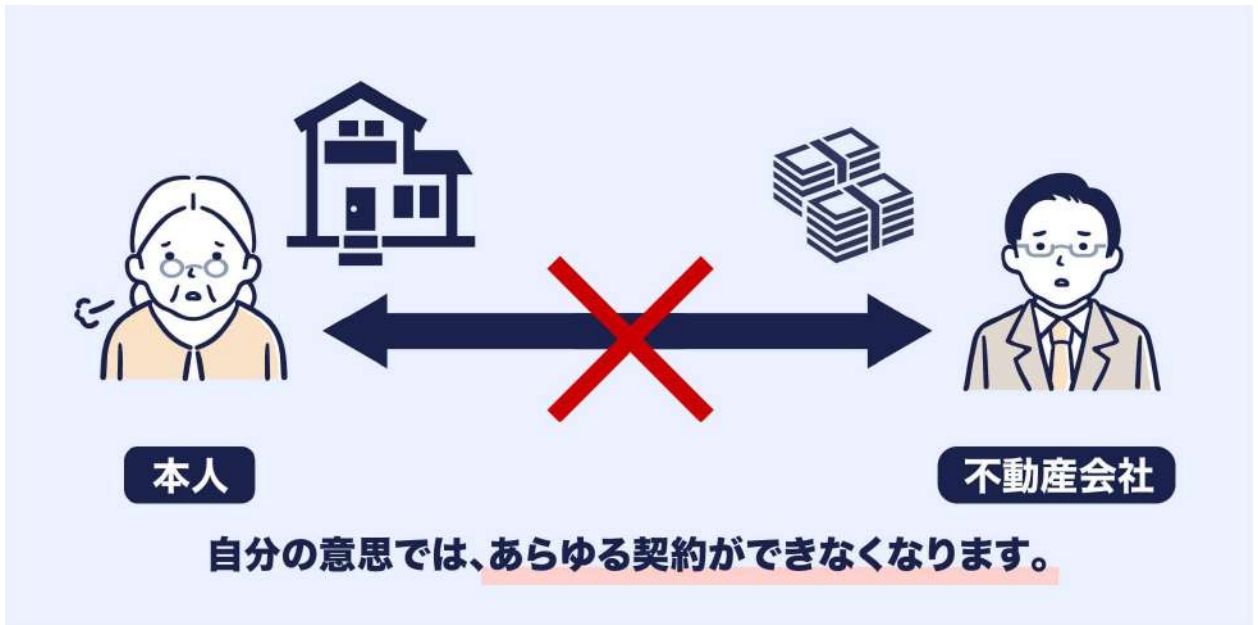
認知症になると、銀行口座は凍結され、お金を下ろせなくなります。

家族はもちろんのこと“本人”であっても口座からお金を下ろすことが出来なくなります。

自分の生活費のため、本人の介護のためであっても口座からお金は下ろせなくなる可能性があります。

## 認知症で立ちはだかる、3つの問題点

### ②不動産が売却できない



認知症になると”意思能力が喪失した”とみなされ、あらゆる契約ができなくなります。

例えば介護施設に入居するため、住んでいる家を売却したいと考えます。

しかし、契約当事者になれないため、自分の意思では家を売却できません。

不動産売却だけでなく、賃貸・車の購入・遺言といったあらゆる契約ができなくなります。

## 認知症で立ちはだかる、3つの問題点

### ③詐欺被害に遭いやすくなる



認知症になると判断能力が低下するため、不利な契約だと見抜けずに契約してしまう可能性が高くなります。”認知症になると契約当事者になれない”という制度は、こういった詐欺まがいの行為から本人を保護するために存在します。

しかし、認知症だとしても”医師から認知症の診断を受けていない”場合は、契約の当事者になってしまう可能性があります。この法律の抜け穴を悪用し、複数の生命保険を締結させ、生活に支障が生じるほどに高額な保険料を支払わせる事例が国から報告されました。

## Chapter 02.

---

# (今までの) 認知症への対処方法



## 成年後見制度の活用



成年後見制度を活用し、認知症本人に代わって後見人が契約の当事者となります。

裁判所の任命で弁護士や司法書士等が後見人になることがほとんどです。※親族はなれないことが多いです。

## 成年後見制度の活用例:不動産売却



介護施設への入居が必要だと判断した場合、住んでいる不動産を売却し、そのお金をもとに介護施設へ入居する。後見人が売主となって、本人の代わりに売却を行います。

判断能力が落ちている本人を保護する目的で、必要な契約及び財産管理のすべて後見人が代行に行います。

### 成年後見人の問題点

#### × お金を使うときは全て報告

成年後見の支援が開始された場合、財産の使用は1円単位で裁判所に報告する義務が生じます。財産管理が適切にされているか、裁判所が確認するためです。家族の決め事に家族以外が口出しをしてくる感覚に不快感を覚える方も多いです。

#### × 毎月の報酬支払い

裁判所から任命される成年後見人への報酬は最低でも月1万円。本人の財産によっては月4万円以上かかる場合もあります。この支払いは本人が亡くなるまで続きます。

#### × 後見人の横領問題

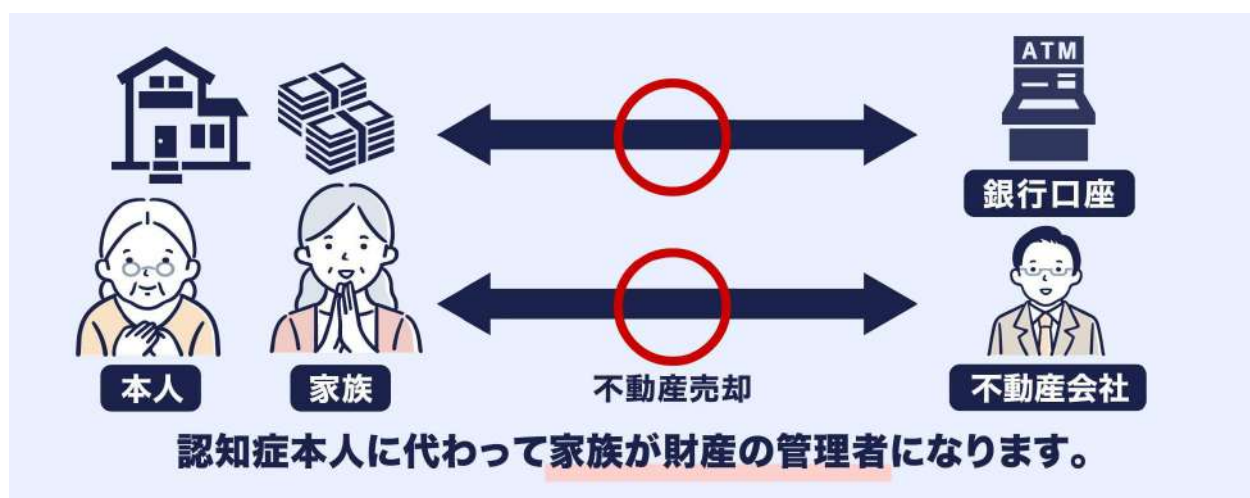
ネットで「成年後見人 横領」と検索すると多くの事件が表示されます。事件の特徴として被害金額が数千万円と多額であること、弁護士や司法書士が加害者となっているケースもあることです。最高裁判所の報告書によると2014年の不正件数は831件。被害金額は56億円を超えています。

## Chapter 03.

---

# 認知症対策の救世主 家族信託

### 家族信託制度とは



#### 家族信託とは

家族信託とは、財産の管理を家族に任せる制度（法律）のことです。あらかじめ自身の財産を管理・処分できる権限を家族に与えておき、自身が認知症になった後も銀行口座からお金を下ろしたり、不動産売却を家族が代わりにすることができます。

#### 家族信託のメリット

- 認知症になった後でも口座からお金が下ろせる
- 認知症になった後でも不動産が売却できる
- 詐欺被害未然に防ぐことができる

### 家族信託のメリット



#### 認知症後でも口座からお金が下ろせる

家族信託専用口座を作り、財産を管理することができます。  
この専用口座からは、管理を任された家族の人がお金を下ろすことができます。



#### 認知症後でも不動産が売却できる

管理をまかされた家族が本人に代わって不動産を売却できます。認知症になったあとでも必要なタイミングで家族が代わりに不動産売却することができます。



#### 詐欺被害を未然に防ぐことができる

家族信託は所有と管理を分ける制度です。言い換えると、任せた範囲の財産は所有者であっても処分を制限されます。高額の支払い時にはご家族が確認をすることができます。

## Chapter 04.

---

# 家族信託の問題点

## 家族信託の問題点

### ① 専門家が少ない



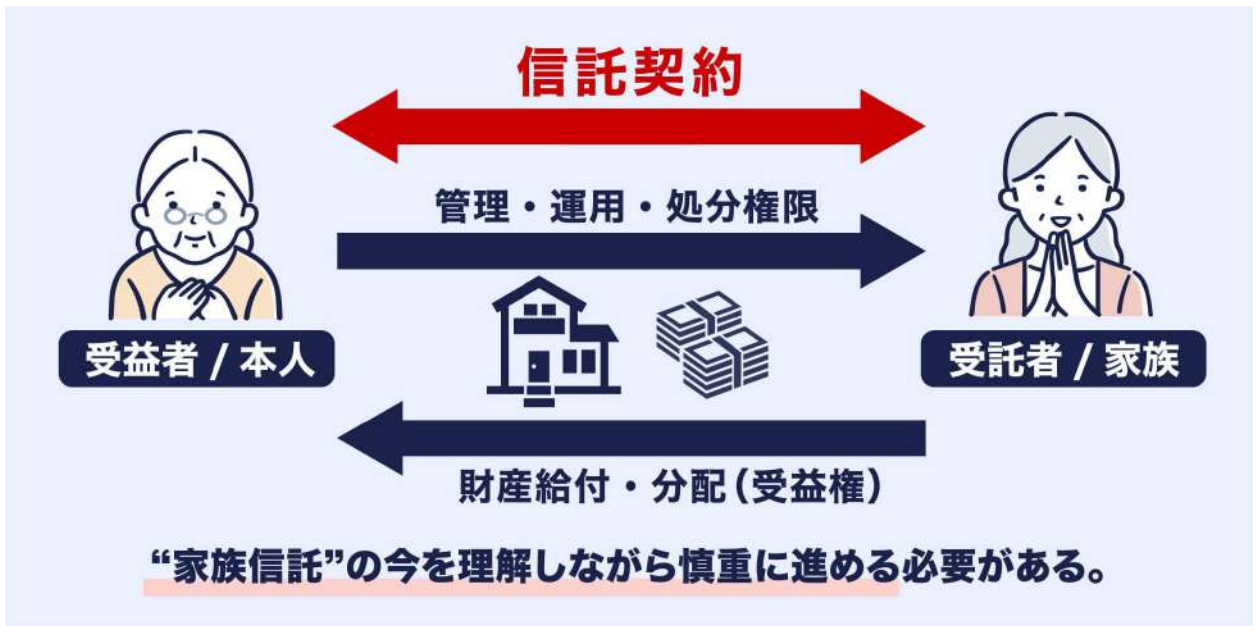
家族信託に詳しい専門家が少ないのが現状です。

例えば、家族信託で必ず関わってくる司法書士。家族信託を業務として取り扱っている司法書士は人口30万人程度の市区町村でも1名いるかいないかです。

更に「家族信託に特化しており、スムーズにお願いできる司法書士」となると選択肢は多くありません。



### ②遺留分侵害の判例

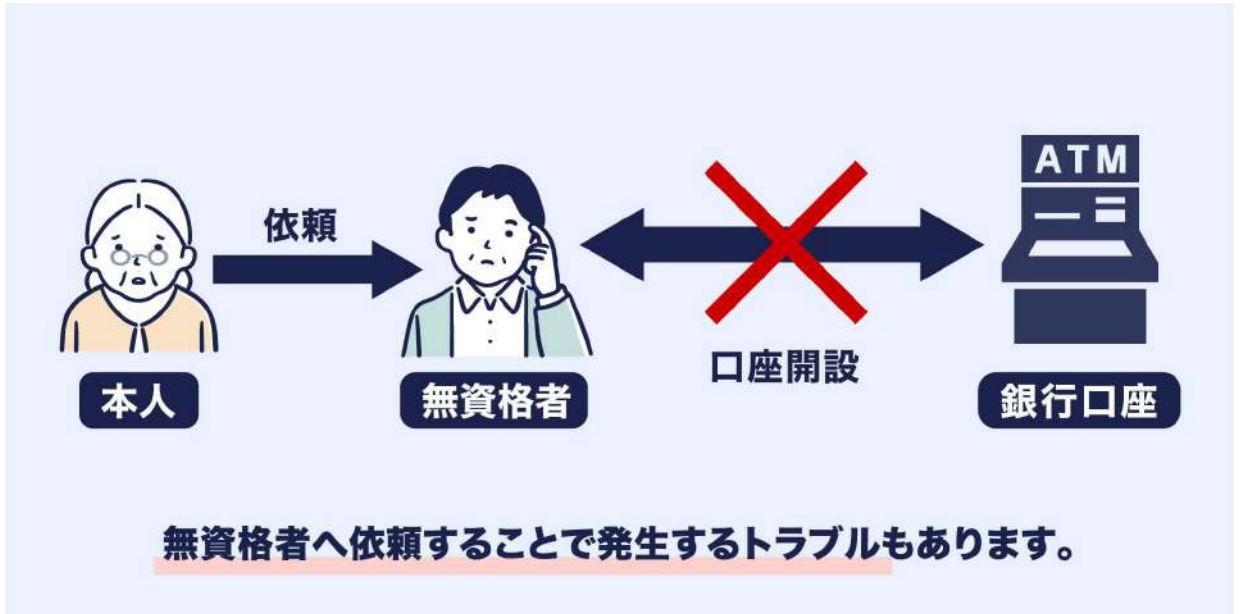


家族信託は新しい法律のため、法律の文面上では「できる」と解釈されるものも、裁判で「無効」と判断される判例もでてきました。

例えば、家族信託の法律では「第二受益者」が指定することができませんが、平成30年9月に「遺留分から逃れるために結んだ信託契約は公序良俗に反し無効」という判決がでました。

このように“家族信託の今”を理解しながら慎重に進めていく必要があります。

### ③無資格者への依頼トラブル



自分で契約書を作る。コンサルタントを名乗る無資格者に依頼する。こういった経緯で家族信託を進めて発生するトラブルがあります。

家族信託は新しい法律で、法律の専門家である弁護士や司法書士、信託口座を開設する銀行も慎重になっています。

コンサルタントに依頼した。自分で作って公証人役場で承認してもらった。こういった経緯で銀行に信託契約書を持っていったが、口座開設を断られた。そんなトラブルが発生しています。

## Chapter 05.

---

# 家族信託の依頼先

### 家族信託の依頼先3選



#### 銀行への依頼

家族信託に力を入れている銀行もできました。「銀行員から家族信託サービスを案内されたため、そのまま依頼した。」という方も増えています。



#### 司法書士に直依頼

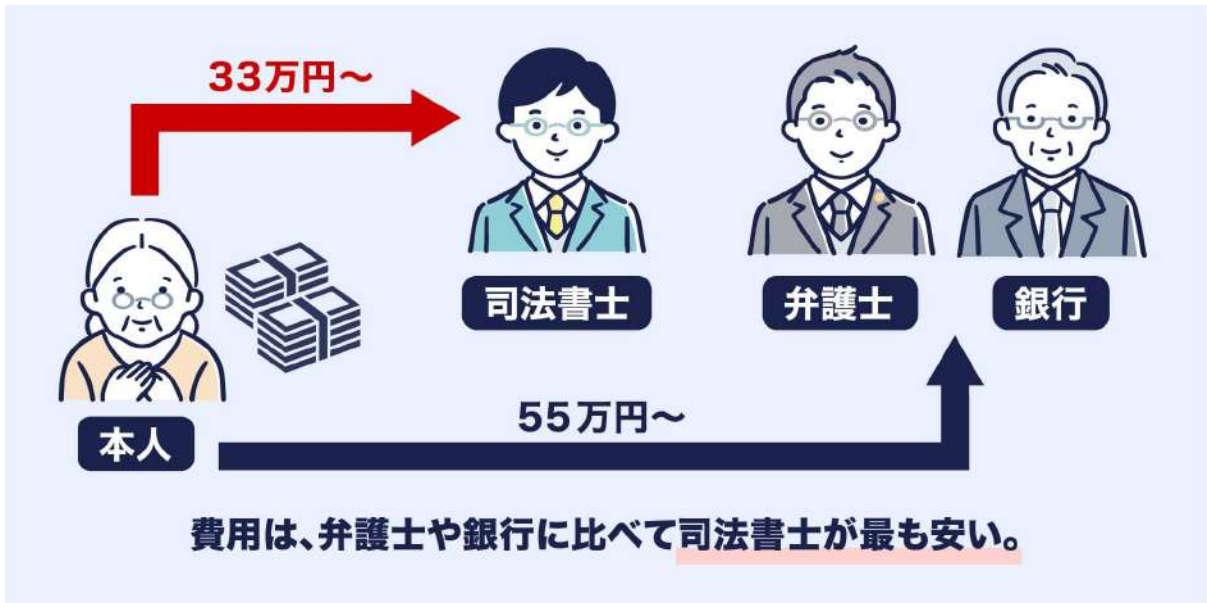
司法書士によっては家族信託に力を入れて無料相談を行っている司法書士も出てきました。「司法書士が無料相談を開催していたので、相談後に依頼した。」という方が多いです。



#### 弁護士に直依頼

争訟性のある案件は弁護士が得意とします。「訴訟性があり、司法書士から断られたので弁護士に依頼した。」という流れで依頼される方が多いです。

### 費用は司法書士が最も安い



費用としては弁護士や銀行よりも司法書士のほうが安い傾向にあります。※あくまで傾向です。

また、家族信託には信託登記が必要になることが多いですが、これは司法書士のお仕事です。銀行に依頼した場合、信託登記は司法書士を紹介されます。

つまり、銀行への報酬プラス司法書士への報酬となるので割高となる可能性があります。※法律上、弁護士も登記はできますが、司法書士に依頼することがほとんどです。

## Chapter 06.

---

# 最後に

## 家族信託の”無料相談”を開催中！

### 【相談無料】お気軽にご相談ください

#### 司法書士知久事務所

- (所在地) 〒350-1114  
埼玉県川越市東田町9番地47
- (電話番号) 0120-556-093
- <https://chiku-kawagoe.com/shintaku/>



#### 当事務所が選ばれる理由

- 相談は完全無料！
- 契約後のフォローも完備！
- 税理士 & 弁護士とも連携！

#### 何度でも無料！お気軽にご相談ください。

家族信託は複雑な制度のため、1度の相談で完全に理解できる方はほぼいません。依頼する本人やご家族を交えて、何度も相談いただき、しっかりと検討いただきたいと考えております。そのため、当事務所は家族信託の相談は何度でも無料とさせていただいております。お気軽にご相談ください。